

## 実証技術候補の登録方法及び実証対象技術の選定方法について

### 1. 実証技術候補の登録方法及び実証対象技術の選定方法

環境省が実証する技術を登録・選定するために、技術実証運営・調査機関は申請された技術について申請書類の確認、文献調査、実証申請者へのヒアリング等を通じて必要となる情報の収集等の技術調査を行う。その後、環境省は有識者から構成される環境技術実証事業運営委員会の審議内容を踏まえ、以下の観点〔(1)及び(3)〕から、実証技術候補の登録を行う。登録後、別途環境省登録する実証機関候補との調整（マッチング）により、両者にて「実証の可能性」について検討の上、申請された技術について、環境省は有識者から構成される環境技術実証事業運営委員会の審議内容を踏まえ、以下の観点〔(2)〕から評価した上で、予算上の制約等も踏まえて総合的に勘案して実証の対象とする技術（実証対象技術）を選定する。

#### (1) 形式的要件〔登録のための基準（観点）〕

- 申請技術が環境技術に該当するか
- 申請技術の性能を定量的に示すことができるか
- 申請技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か

#### (2) 実証可能性〔選定のための基準（観点）〕

- 実証計画が適切に策定可能であるか
- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか

#### (3) 環境保全効果等〔登録のための基準（観点）〕

- 申請技術が環境を改善または保全する効果があるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 高い環境保全または改善効果が見込めるか
- 先進的な技術であるか

### 2. 選定された技術に関する情報の公開等

環境省は、登録された全ての実証技術候補の概要〔技術領域・技術区分、実証技術候補の名称、技術に関する概要等（技術内容・実証内容等）〕を公開する。また、技術実証運営・調査機関は、実証技術候補の登録及び選定の審査結果を当該技術の申請者に通知する。なお、当該技術を登録又は選定しないこととした場合には、理由を明示する。

### 3. その他

実証対象技術の実証は原則、単年度の実施とするが、実証に期間を要する技術については、複数年度の実施も可能とする。